

平成 1 8 年 9 月 7 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 1 7 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第17回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年9月7日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後2時42分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章子
古 木 光 義 牧 野 征 夫
大 澤 祥 一

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	学校給食課長	佐島 彰
生涯学習課長	府中 義則	体育課長	田中 博
公民館長	宿澤 正則	図書館長	藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

案 件

1 協議

(1) 事業後援について (2 件)

2 報告

(1) 事業後援について (6 件)

(2) 市民交流大学構想に係る市民参画の推進について

(3) 指定管理者による学習等供用施設の管理移行について

(4) 歴史民俗資料館の臨時休館について

(5) 図書館協議会委員の応募状況について

3 その他

平成18年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年9月7日
教育委員会会議室

1 協議

(1) 事業後援について(2件)

2 報告

(1) 事業後援について(6件)

(2) 市民交流大学構想に係る市民参画の推進について

(3) 指定管理者による学習等供用施設の管理移行について

(4) 歴史民俗資料館の臨時休館について

(5) 図書館協議会委員の応募状況について

3 その他

開会の辞

藤本委員長 ただいまから、平成18年第17回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に牧野委員、お願いいたします。

牧野委員 はい。

藤本委員長 ご案内のとおり、本日は協議1件、報告5件、その他という構成になっております。どうぞよろしくご審議ください。

協 議

(1) 事業後援について(2件)

藤本委員長 それでは1番の協議、(1)事業後援について、2件ございます。生涯学習課長、説明をお願いします。

府中生涯学習課長 協議事項で、事業後援について2件、ご協議をお願いしたいと思います。お手元の資料でご説明をさせていただきます。

1件目でございますが、読売新聞社東京本社から申請が出てございます。

事業の内容は、社会福祉事業協賛「ポップサーカス立川公演」ということで、いわゆるサーカスの立川公演でございます。日時は本年10月28日の土曜日から同年12月10日の日曜日までの概ね3ヵ月間というような長い期間でございます。場所が立川市新庁舎建設予定地ということで出てございます。

申請書の方をお目を通していただきたいのですが、読売新聞社は、定款によりますと新聞の発行だけではなくて様々な芸術活動等々を振興するという定款が出ております。その中で文化スポーツ振興等ということの一環としてこのような社会福祉事業としてのサーカス公演を全国に展開をしているというように聞いてございます。この事業は社会福祉事業協賛というタイトルで「ポップサーカス立川公演」ということでございます。

場所が新庁舎建設予定地ということでございます。これは私どもの新庁舎建設担当主幹の方に直接、読売新聞社の方からご相談がございまして、立川市が新しい庁舎を建てるところに対して全面的にPR活動を、支援してあげたいというようなことで、市としても大変ありがたいことということで、多くの市民に新庁舎の建設予定地を知ってもらうということも大事ななということで、協力要請をしたということでございます。

この期間中には91回の公演を実施する計画でございまして、1回の公演に約1,100名ぐらゐの入場を予定しております。期間中、90,000人の三多摩市民を予定をしているということでございます。

事業の目的でございますが、当サーカスは子供からお年寄りまで楽しめる健全娯楽のみならず社会、体育教育の一助になりうると主催者は考えています。青少年の情操教育に資する本公演について「後援」のご承認を頂き、読売新聞紙面やチラシ等に記載をさせて頂きたい

ため申請いたします、ということでございます。

内容でございますが、世界 10 ヶ国から集めたサーカスアーティストたちが一流のパフォーマンスを繰り広げますということです。空中ブランコ、リボンアクロバットなど子供から大人まで楽しめる内容のサーカスです、という内容でございます。

入場料は徴収する有料の事業でございます。大人が 2,500 円、子どもは割引制度を適用していただきまして半額程度になっているようなものでございます。

安全への配慮は、期間中ガードマンを配置してきちっと対応するというところでございます。

青少年・高齢者等への配慮ということでございますが、有ということで、福祉招待券を市民他にお配りするというところでございます。隣に収支予算書がございますが、その中の収入の欄の一番下のところに福祉招待 8,000 と書いてありますが、8,000 人分を福祉招待ということをお願いいたします。

もとに戻りまして、共催団体はございません。他の後援団体として立川市教育委員会のほか立川市ということに申請中で、その他に立川市社会福祉協議会と多摩地域の全市及び教育委員会に事業後援の申請をしているということです。

過去の承認の有無ということで、ありましたが、平成 14 年 11 月 29 日、これはあったということで内容は木下サーカスの公演ということで、時間が経っておりますので改めて別の事業という捉え方をしまして、協議事項にさせていただきました。

添付書類は 1 番から 4 番まで全部出てございます。

続きまして収支予算書でございます。総額 111,400,000 円の事業規模になるそうです。支出については、宣伝広告費等々を見ますと営業収益というものがございませんので、すべて社会福祉事業というようにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

続きまして 2 件目の事業後援協議申請分でございますが、申請団体はドキュメンタリー映画「こんばんは」上映実行委員会という団体をつくりまして申請をしていただきました。

事業は、ドキュメンタリー映画「こんばんは」というタイトル名の映画の上映と監督の講演ということになってございます。日時は 10 月 20 日、場所は立川市女性総合センターでございます。

申請書の方をお目を通していただきたいのですが、申請者は武蔵村山市にお住まいの古橋さんという方でございます。

対象者は近隣住民、広く一般ということで、中学生以上と書いてありますが、基本的には中学生がお見えになれない時間帯の講演ですので、一般というよりも大人ということでご理解いただきたいということでございます。予定人数 350 名。

この映画会の目的でございますが、悲惨な事件が多発し、新聞紙上を賑わしております。物質的に恵まれた現在の日本において、子供達を愛し、育み、教える喜びを知る大人、また愛され守られていることを実感し学べる喜びを知る子供はどれだけいるのでしょうか。この映画を上映し、学ぶこと、人生、社会生活など考えるキッカケにしたい、ということで大人向けの啓発映画というようにご理解いただきたいと。

事業の内容ですが、朝・昼・夜の3回の映画の上映と、この映画監督のご講演を予定をしているということでございます。映画の撮影時の様子やエピソード等をトークショー形式で行い、作品への深い理解を得るとともに、質疑応答も含めて問題意識を皆さんと共有していきたいというようなことでございます。

入場料は有料、すべて1,000円ということになってございます。

他の後援団体でございますが、申請中でございますが、立川市と立川市社会福祉協議会に申請をしているということでございます。

添付書類は1番から4番までということで出させていただいています。

有料の事業ですので収支計画書を出していただいています。自己資金が254,200円ということで、あとは入場料等ということで、収益事業ではないということがわかります。ここでご報告をしたいのですが、収支計画書の合計欄の1つ上ですが、交流センターの助成ということで多摩交流センターから200,000円の助成金を受けているという事業計画でございます。

多摩交流センターというのはどういう団体かということでご説明させていただきますが、多摩交流センターは、財団法人東京市町村自治調査会という財団法人がございまして、その中に多摩交流センターという所管をつくりまして、自治調査会が運営しているということ聞いてございます。

多摩交流センターの目的でございますが、多摩交流センターは多摩地域の広域的な活動をしている市民団体に対して、活動に対しての助成をすとか交流の場の提供などを支援をしているというような団体でございます。この団体が事業補助をするというような形をとってございまして、助成の事業になるという団体は、まず多摩地域に団体の本拠地があるようなこと、そして助成事業の対象というのは、多摩地域で広域的市民ネットワーク活動を行っている団体、または西多摩地域、あきる野市、奥多摩町、日の出町、檜原村の振興のための事業活動を行っている団体は補助をしましょうというようなことでございます。補助金が事業経費の2分の1、上限200,000円までというような形でございます。このような補助金がこの財団法人東京市町村自治調査会の多摩交流センターから申請をして受けているということで、公的な団体として認知されて審査を受けているという実行委員会でございますので、関連でご報告をさせていただきます。2件目については以上でございます。

藤本委員長 説明が終わりました。事業後援2件ご説明がございました。まず1件目からまいります。ホップサーカスの方からまいります。この事業後援についてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

生涯学習課長、これは社会教育委員の会議にはかけられたのですね。

府中生涯学習課長 大変失礼しました。2件の事業後援申請につきましては、8月24日に開催しました社会教育委員の会議でご審議いただき、ご承認をいただきました。審議過程の中では特にご意見は出てございません。2件とも承認にふさわしい事業だろうということで委員の会議では決定をいただいております。

藤本委員長 1件目の、申請書の裏側に「福祉招待券を市長他に贈呈」というように書いて

ありますが、これは障害者等への招待用ということですね。福祉招待という意味ですね。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 ちょっと見づらかった字なので市民というように理解をしてしまった部分がございます。今ご指摘いただいたように、よく見ますと「市長他に贈呈」ということでございますので、これは先ほどの福祉招待券の8,000人の招待券のほかに、一般招待というのが12,000枚ありますので、ここに関連するのかなというように推定できるのですが、これについては確認をしてございません。したがって、福祉招待券を市長に贈呈というのは好ましい形態ではございませんので、これについては申請団体にどういうようになっているかと明確にお聞きしたいなと思っております。

藤本委員長 福祉招待券をと書いてありますね。8,000人の方ですね。

府中生涯学習課長 8,000人の招待券を全部市長にお渡しして関係者に配って下さいという意向なのか、団体が直接、障害福祉施設の方にお渡しするのかとか、高齢者の施設などにお持ちするのか、これは確認してございません。

藤本委員長 確認してください。一般招待の方はちょっとよくわかりませんが、ご質問がなければ次へいきます。ドキュメンタリー映画「こんばんは」の方でございます。これにご質問、ご意見等、小林委員お願いします。

小林委員 この映画の目的、主催団体がどういうことを狙っているかというのはわかるのですけれども、ではこの映画はいったいどのような内容の映画なのかということが書かれていないし、監督の名前さえも出ていないので、その辺おわかりになったら教えてください。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 映画の内容ということでご質問でございますが、ここの事業の目的のような部分が、理解してもらうような内容の映画だろうというように事務局としては理解しています。この映画の内容がどういう構成でというような資料は提供をいただいております。

監督の講演が入っておりますので、どういう方だという資料はいただいております。森康行さんという方でございます。活動は短編映画の「下町の民家」というものを出していたり、数多くの短編教育映画の作品をつくって、テレビドキュメンタリーも手がけていると。主な作品として、NHKの島唄の情景、日本テレビのメコンの川というのでしょうか、それと宮崎美子のアンコールワット詣でというような形、24時間テレビでの地球子ども白書、老いを生きる等々、あと中国の大運河というようなドキュメンタリー映画をつくっているというような資料が出てございます。その方がこの映画に関して今の社会情勢のことを踏まえた講演を監督にお願いするという内容でございます。

事業計画書の中にもうちょっと詳しい、同じようなところの文があるのですが、悲惨な事件が多発し、新聞紙上を賑わしております。物質的に恵まれた現在の日本において、子供達を愛し、育み、教える喜びを知る大人、また愛され守られている事を実感し学べる喜びを知る、これは同じことでございます。これしか事業の内容が書いてございませんが、「こんばんは」というような映画のパンフレットがここにあります。ご用意してなく大変申し訳あり

ません。コピーしてお届けに上がります。内容は、いまここでひと安心、いまここに光ありというパンフレットがございます。内容が夜間中学で学んだことということのタイトルで書いてございます。いますぐコピーをしてきますので、暫時休憩をしていただいでよろしいでしょうか。

藤本委員長 小林委員、いかがですか。

小林委員 パンフレットを見ればわかると思いますので。

府中生涯学習課長 回してよろしいですね。

藤本委員長 ほかにございませんか。生涯学習課長、小林委員がいま質問されたことなのですが、この申請書を見ると、悲惨な事件が多発して、新聞紙上をなどというのと、我々はいろいろな事件や何かを想像するわけです。そんなことを考えたりしてつくった映画なのかなというように想像するわけですが、実際始まったらとんでもない、全然違うんだなんていうのでは困るわけですね。そういう意味で質問されたのだらうと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 では、質問、ご意見を打ち切らせていただきまして、最初のサーカスにつきまして、後援を承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほどの「市長に福祉招待券」の件は事務局で確認をして、ご報告したいと思います。市長へというところが少しひっかかるもので。

藤本委員長 それでは、最初の読売新聞社主催のサーカスにつきましては、承認することといたします。

つぎの映画「こんばんは」については、承認をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしと認めて、承認することといたしますが、よろしいですね。そのようにいたします。生涯学習課長、よろしいですね。

府中生涯学習課長 ありがとうございます。

藤本委員長 いま質問を受けたようなことは、今後受け付けるときには、そういったようなところもそういう視点で聞いてみるなどということも大事なことだらうなと思いますので、どうぞよろしくお取扱いください。

協議を終わります。

報 告

(1) 事業後援について(6件)

藤本委員長 報告に入ります。きょうは生涯学習課長ばかりのような感じがしますが、報告も事業後援が6件ございますので、まずそこからお願いします。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 それでは、事業後援報告分をご報告させていただきます。資料をもって

ご説明をさせていただきます。

一覧表をお目を通していただきたいと思います。1件目は、立川麦の会から申請されております。心の健康を考える講演会ということで、公民館を利用した事業でございます。本年10月21日土曜日開催をする事業でございます、無料ということでございます。

2件目は、立川市レクリエーション協会から申請が出されまして、毎年やっております立川ウォークラリー大会、本年は10月15日日曜日、場所は国営昭和記念公園、有料の事業でございます。

続きまして、立川市私立幼稚園協会から申請が出ておりました。第4回幼稚園子育て教育フェア。日時は9月9日、今週の土曜日になります。サンサンロード。無料の事業でございます。

続きまして、アミノバリューチームケズカップトライアスロン大会実行委員会から出ております。アミノバリューチームケズカップトライアスロン in 国営昭和記念公園大会。日時は9月16日の土曜日でございます。場所は昭和記念公園、有料の事業でございます。

続きまして5件目ですが、中央大学学会立川支部から申請が出されておまして、公開学術講演会。昨年も同様にやっています。18年9月30日の実施で、立川グランドホテルということでございます。

6件目でございますが。立川舞台芸術フェスティバル古民家園プログラム実行委員会。内容は古民家園プログラム2006ということで、古民家園を利用して秋の夕べ「能、フルート、打楽器」ということで、先ほどパンフレットをお渡ししてありますが、そういう内容でございます。9月17日日曜日、川越道緑地古民家園内の「小林家住宅」で実施するという事業でございます。

事業申請書は6件とも添付をしてございます。6件とも昨年の内容と同様のものとして教育委員会事務局としましては承認の手続きをとって、相手方に通知をしてございます。ご質問が資料の中でございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

藤本委員長 既に経験している事業でございますが、これについてご質問、ご意見等伺います。牧野委員。

牧野委員 いまお話のあった事業の中では、もう昨年までも後援されていることでもありますし、今さらどうこうという問題はあまりこの中ではないと思います。だから一括されてもいいのではないかなという気がします。

藤本委員長 ですからいまご説明いただいた6件ございますが、これについてご質問、ご意見があればまず伺います。どこからでも結構です。

特になければ、いまお話いただきましたようなことでございますので、ご報告ということでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、以上でこの件は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

報 告

(2) 市民交流大学構想に係る市民参画の推進について

藤本委員長 続きます(2)市民交流大学構想に係る市民参画の推進について、これも生涯学習課長、お願いいたします。

府中生涯学習課長 報告事項の2点目でございます。市民交流大学構想に係る市民参画の推進ということで、準備作業を進めておる中で市民参画をどういう形で進めてきたかということをご報告させていただきます。

お手元にきょうご用意させていただいたのは、みんなで創ろう市民交流大学構想の市民にお渡ししているリーフレットでございます。先ほどご報告しましたように、今月の、先週の土曜日から毎週6つの公民館と滝ノ上会館、羽衣中央会館、若葉会館の学習等供用施設を利用させていただきまして、多くの市民に市民交流大学の理解を深めていただくような地域説明会を開催しております。そのときに配布する資料として、この交流大学構想をわかりやすくつくったつもりですが、このようなものをお渡しして意見交換をしていくという内容でございます。もう1つの資料は、地域懇談会の開催スケジュール表でございます。もう1点裏の方にありますのが生涯学習に係る市民講師、市内にはすぐれた人材がいるということで、市民講師のための研修会を開催をしていくという形で、市民参画という形を進めているということでございます。

1点目のご報告でございますが、市民交流大学を運営する市民推進委員会というものを予定してございます。リーフレットは既に前回、前々回の教育委員会でお渡ししてお目を通していただいていると思います。今回ご報告するのは、市民交流大学を運営する一つの機関ということで、市民組織機関ということで市民推進委員会を立ち上げる予定でございます。そのための準備委員会をつくるということで、市民公募を6月の広報で公募いたしました。当初20名の公募枠をとっていたのですが、関心が非常に高いということでしょうか、31名の方が市民公募として準備委員になってご活躍いただけるということで、大変力強い応援団が来たなということでありがたく思っております。

31名全員にやはり入っていただくというのが教育委員会の中で、公民館と私どもの中で意見交換して、市民の意見はひとりでも多く聞いていこうというような形で、全員に市民公募をお願いをしております。既に2回の準備会を開いてございまして、構想の理解を深めて、さらに3回目では市民推進委員会という形をどうやっていこう、どういう構成をしていこうかということの本題に入っていきたいなということで動いております。皆さん方とても関心が深く、出席率が高いということでご理解いただいて、この構想の市民応援団というように理解をしております。

2点目としましては、既に教育委員さんにお渡ししてあります、議会にもお渡ししてございます市民交流大学の構想の具体化に向けた基本的な考え方を公表して現在意見をいただいているという状況でございます。その中で、8月10日号で公表してございます、市報で公表

させていただきましたが、あわせて市民交流大学（仮称）というものを愛称公募もしてございます。8 月末日現在で 30 件の愛称が届いておりまして、まだ整理をしておりませんので、きょうご用意をさせていただいておりません。私もまだ目を通してなくてどういう名前があるのか楽しみだなと思っております。これについても、また整理できましたら教育委員会の方に資料をお渡ししてご意見をいただければありがたいなと思います。

3 つ目の市民参画の形態ですが、先ほどご説明がありました地域懇談会を開催するという事でチラシのとおり開催してまいります。

4 点目が市民講師ということで、先ほどご報告しましたように裏の方に市民講師、今回のテーマが A、B と 2 回構成していますが、テーマが、モチベーションを持ってもらうというようなことで「受講生を惹きつける工夫、組み立て方」、全日本社会教育連合会月刊誌「社会教育」編集長、近藤先生にお願いしております。B としまして「がんばっている市民講師全国の事例から」という事例研究が入って、桜美林大学の瀬沼教授にお願いしたいと。各回とも 15 名ということで予定しておりますが、15 名を超えたら柔軟に対応したいなと思って、この人たちについても市の生涯学習施策の応援団ということでお力を借りたいなと思っております。

以上、市民交流大学構想に係る市民参画の推進ということでご報告をさせていただきます。藤本委員長 ただいま資料をいただきましたので、これに関してはよろしいですか。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 きょうまた改めて資料をご配付しました。既にこの資料は教育委員さんにお配りしておりまして、議会にもお配りしました。ただ説明のときにあった方がわかりやすいことで、準備しなかったのは大変申し訳ありませんでした。この中にいまお話したような形で市民参画を進めているということでご理解いただきたいと思います。

藤本委員長 以上、説明を終わりました。ご質問、ご意見お願いします。牧野委員。

牧野委員 聞き逃してしまったのですが、31 名の応募というその 31 名の応募は講師としてですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 説明が不十分で申し訳ありません。市民推進委員会準備委員会の委員さんとして 20 名の公募枠で公募したところ、31 名の市民の方が準備委員として力を貸してくれるということで応募がございまして、全員に教育長が委嘱状を出しましてお願いしたところでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 そうすると、準備委員会というお仕事はこれからどんなふうに展開していくのですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 リーフレットの 2 ページ、箱の中に市民交流大学仮称と企画運営委員会と書いてあってその下に市民推進委員会というのがございます。準備委員会という名称はご

ざいませぬ。市民推進委員会というのはどういうことを担っていくかということで、市民のみで構成する市民参画組織で、市民が担えるような講座、教室等は企画実施ができるようなもの、例えば簡単に言いますと、カルチャー的な、いわゆる市民がやった方がふさわしいだろうというような講座、教室などは市民のアイディアを借りて企画をして、運営して、どういう講師を見つけてくるかというようなところまで市民の力を借りたいというような組織でございます。その組織は何人で、どういう人たちに構成員がいいのかということ踏まえて、いま準備委員会で市民推進委員会の組織に向けて意見交換をして、それを具体的にしていこうというようなことで、そういう役割を準備委員会にお願いしたい。本年度の年末ごろまでには市民推進委員会の骨格をまとめまして、改めて市民推進委員会委員ということで市民公募する予定でございます。

それを一例として申し上げますと、先行都市、推進団体ということで神奈川県鎌倉市がこのような市民推進委員会組織で運営が円滑にしているということで、見本にして動きたいと思っておりますが、鎌倉市さんの市民推進委員会は今のところでは概ね60名から70名の方に市民推進委員になっていただいて、市民ができるものはみんな企画して、運営までやっていたら、そういうしくみをつくらうということで31人の市民の方のアイディアを借りて詰めてまいりたいということでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 推進委員の方は期限というのはあるのですか、1年とか2年とか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 要綱をつくってございまして、要綱の任期のところでは市民推進委員会組織化された時点で任期を終了とするというような要綱に整備してございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 つぎの準備委員会というか、準備委員というか、そういうものを設置する予定、もしくは継続していくのかしないのか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほど説明したとおり、準備委員会で市民推進委員会というフレームをどういう形にしようかと決まった時点で市民推進委員を公募します。それが60人がいいのか80人がいいのかというのは皆さんの意見を聞きながら、立川市には6つの地域公民館がございまして、6つの公民館は地域学習館に変わっていくということですから、仮に100人の市民の方の応募があった場合は、6つですので、わかりやすいのは60人の応募があると各地域学習館の方に10人ぐらいのお力を借りられるというまたしくみができるだろうというイメージを持ってございます。ご質問のように、市民推進委員会が発足した時点で準備委員はお役目御免ということで考えてございます。31名の準備委員の方は、改めて市民推進委員会委員として公募をお願いをしたいということはこれから要請していこうかなと思っております。

藤本委員長 ほかにいかがですか。このことにつきましては、非常に市民の間でも関心が高まっているようでございますし、市議会の先生たちも会うとすぐこういうお話をされますの

で、みんな非常に関心を高めているのだなという気がいたします。我々もまた勉強会もいたしますけれども、続けてどうぞ。

はい、牧野委員。

牧野委員 今のは理解できたのですけれども、そうすると行政との関わりというのはその後どうなっていくのかなと。市民に丸投げという形ではないとは思いますが、丸投げ的な方法ですと、市民がもし、万が一の場合、どう言ったらいいでしょうか、窮地に立った場合、そういう場合の課題などもこれから当然考えられていくだろうと。そのときの行政との関わり、行政がどこまでどう関わっていったって育てていくのかという部分はどうかお考えですか。

藤本委員長 前にもちょっとお話がございましたけれども、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 牧野委員さんが考えているようなことは当然市民も同じような考え方をお持ちの方が多いです。既にそういう意見をいただいております。先ほど教育委員長がお話したように、立川市の基本的な考え方については、教育委員の中で勉強会を今後開いて意見交換をしていこうと。その中で牧野委員さんがご心配いただいている面は、行政としても明確にできる部分と市民と一緒に考えていく部分がございますから、明確にできない部分があります。ただ、教育委員として、教育委員会としてこんなことはどういうようにしていかなければいけないねという中でそこいらは対応していきたいということで、是非、勉強会の中で我々にこれは物足りないのをおかしいのではないのかとか、心配がありすぎるよというようなことについてご指摘いただければ、具体的な施策を展開する中で市民意見と同様に教育委員の意見を踏まえた施策にしていきたい。

ですから、基本的には市民にすぐ委ねられるというのは誰が見ても難しいと思います。今まで公民館という職員のプロがやってきたものを、明日から市民にやってくださいということは自ずから限界があろうと。そういうことがないようにきちっと市民の委員会に関しても支援をして、しばらくの間は二人三脚でいかなければ無理だろうと。市民の力が少しいたなといったら、行政は手が引けるような部分から前面に出ないようにしていこう。それまでにどのくらいかかるかと言いますと、3年ぐらいはかかるのではないかなという長い目で見て、市民と一緒にこの市民交流大学構想の具体的な施策を育てていこうというスタンスでございます。

藤本委員長 よろしいですか。

牧野委員 はい。

藤本委員長 牧野委員さんがご心配の向きは皆さんそう思います。期待をかけながらも、果たして期待どおりに応えてくれるだろうかと心配があるものですから、この辺はまたいろいろお話をする機会をつくりましょう。

それでは、以上で報告を終わってよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

(3) 指定管理者による学習等供用施設の管理移行について

藤本委員長 それでは、(3) 指定管理者による学習等供用施設の管理移行について、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 報告事項(3) 指定管理者による学習等供用施設の管理移行について、ご報告をさせていただきます。

お手元のきょうご用意させていただいた資料は、立川市学習等供用施設指定管理者、基本協定書及び立川市滝ノ上会館指定管理者平成18年度協定書という2種類を資料としてご用意させていただきました。

市内11カ所の学習等供用施設、いわゆる地域の会館でございますが、条例上では地域団体に管理委託をすると条例で整備されてございます。指定管理者に移行することによって、条例改正をしまして議会のご承認をいただいて、地域団体を指定管理者とするというような条例にかえさせていただいております。したがって、8月30日までは指定管理者でございませんで、地域団体としての各会館管理運営委員会に管理委託をして、私どもも一緒に適正な管理に努めてまいったところでございます。地方自治法の改正では、管理委託形態は指定管理者に移行するかまたは直営という規定がございまして、8月31日までに手続きをとらなければいけないということで、学習等供用施設は法律の適用を受けまして、9月1日以降は直営か指定管理者制度への移行の二者選択になってございまして、本年3月から議会で審議いただきながら準備を進めてきたところでございます。

今まで、指定管理者の移行に向けて議会の承認手続き、指定管理者への移行に係る事務手続き等々を進めまして、各管理運営委員会と立川市学習等供用施設指定管理者基本協定書、指定管理者平成18年度協定書を締結して、9月1日から各管理運営委員会を指定管理者として管理委託形態に移行をさせていただきました。

教育委員会としましては、指定管理者による会館の管理運営に対して引き続き適切な支援を行いまして、各会館の適正な管理に努めてまいりたいと考えてございます。そのように教育委員のいろいろご意見をいただいてここまで何とか頑張ってきましたが、無事11館の会館が指定管理者に移行したということで大変感謝しております。ここにご用意させていただいた立川市学習等供用施設指定管理者基本協定書写ということございまして、公印はとってはございませんが、この基本協定書は11館すべて同じスタイルということでご理解いただきたいと思っております。

それで滝ノ上会館を資料のサンプルとしてご用意させていただきましたので、1条から32条までの基本協定を構成してございます。指定管理者の基本協定につきましては、所管課としましての行政経営課の指導、文書課との調整等を踏まえて基本協定書を確定をさせていただきます。第5条のところをお目を通していただきたいのですが、第5条のところだけすべてこの名前が11館ばらばらだと、別々というようにご理解いただいて、住所と鉄筋コンクリート建てとか土地の面積、床面積がみんな違うということで、それ以外は同じということで、(2)の物品のところでございますが、物品も違います。

9ページをお開きいただきたいのですが、9ページに各会館が持っている備品を全部チェックしまして、これをお貸ししているというようなことで、立川市が甲として指定管理者にお貸しして利用していただいている備品の整理をした一覧表でございます。1ページに戻っていただきたいのですが、(2)の物品の でございます。市の備品以外に指定管理者、いわゆる管理運営委員会が自分たちの備品ということで、2、3備品を持っているものがあります。これについては今後すべて乙が管理をするということで、地域の篤志家からご寄付をいただくようなものについては、多くありますのでそれは管理運営委員会の備品として市民の利用に供していただきたい。それについては指定管理者が修繕等を全部お願いをする。市の備品については市が一定の責任をもって修繕等、買い替え等を考えるということでお約束が整ってございます。

2ページ目をお開きいただきたいのですが、ここで初めて滝ノ上会館が持っている会館自体の備品ということでプロジェクター、CD、DVDとかこういうものを書いていただいて、11館の会館はすべてこのようなものが記載されて協定書に明示しています。これ以外がでてきましたらそのつど協定書で整理していくということでございます。

続きまして2ページの(協定期間)第6条というところでございますが、指定管理者の期間は平成18年9月1日から平成21年3月31日までということで、2年と9ヵ月程度の期間で、概ね3年ということで協定期間を結んでございます。

第8条には(業務の範囲)、今まで説明してきたものを協定書に整理したものというようにご理解いただきたいと思えます。

続きまして3ページの第12条のところでございますが、(個人情報の保護等)ということで、指定管理者は立川市の個人情報保護条例を遵守するということで、個人情報の取扱いにおいては、特記事項を明記してきちんをお願いをするということで協定書に結んでございます。

続きまして4ページでございますが、第20条に(指定管理料)ということで指定管理者に払ういわゆる委託料みたいなものを明記してあります。指定管理料等申し上げます。これは、指定管理料を払いますよということですが、指定管理料は年度協定に書くということで、毎年金額が変わる可能性がありますので、基本協定書には金額は書きませんで、指定管理料を払いますよということで年度協定に定めるということにしております。

特出のところだけをご報告しているのですが、4ページの第23条(保険)のところでございます。施設の管理委託を指定管理者にお願いすることによって様々なリスクがございます。その点で5ページの2番でございますが、業務の実施にあたり、乙いわゆる指定管理者が加入しなければならない保険については、次のとおりとするということで決めさせていただいています。管理運営委員会いわゆる指定管理者が雇用をしている管理人さんに対する労働災害保険は指定管理者が入っていただく。2番目、各管理運営委員会、構成員が20名から30名の管理運営委員会の委員さんに対してはボランティア保険に加入してください。これは賠償保険とご本人の傷害保険が組まれている保険でございます。3点目で、従来は市が別の保

険として対応してきたのですが、その内容ではちょっと不十分な面があるということが判明をしましたので、さらに賠償責任保険を強化するという事で確保しまして施設賠償責任保険に改めて入ってくださいということでございます。1、2、3点とも保険料については指定管理料の中でお支払して、管理者が保険会社と契約をするという形態で入っていただくということになってございます。

以上、基本協定書の重要なところについてはご説明をさせていただきました。

続いて備品の後ろに10ページがございまして、これが指定管理者が行う業務はこういうことですよという仕様書を添付してございます。(4)にどういう仕事をするのかということがアからずっと書いてございます。あとでお時間があるときにお目を通していただきたいと思っております。

11ページでございまして、(5)のここに地域コミュニティの振興に関する業務ということで、今までお願いをしているということで、コミュニティの振興事業も指定管理者にお願いするという事になってございます。

12ページに個人情報取扱特記事項を整備して、個人情報の保護にあたってはこのようにしていただきたいということでございます。

そして18年度の年度協定書で指定管理料をお払いしますというものでございます。さらに指定管理者は個人情報保護に関する取扱規程を定めなければならないという規定がございまして、1ページめくっていただきますと第1条から第9条までで個人情報の取扱いの協力を明記してございます。この取扱規程につきましては、先に立川市個人情報保護審査会を開いていただきまして、ご意見をいただいて意見を踏まえた取扱規程に直してございますので、所定の手続きをとって作り終えた協定書等でございます。以上でございます。

藤本委員長 いろいろ説明がございました。今のは11館のサンプルとして滝ノ上会館というのが出されております。こうして一つ一つ書かれますと非常に明確になっていきますのでわかりやすいと思います。11館全部がこのような形で作られているのだろうというように思います。

さて、この中にはいまご説明がありましたように、基本協定というのがあって、年度協定書というのがありますね。基本協定ではこういうこと、毎年こういうのは年度ごとに決めていきますよと、こういう内容から構成されているというように思いますので非常にわかりやすいかと思いますが、何かご質問、ご意見ございますか。小林委員。

小林委員 質問としてふさわしいかわからないのですが、今までの管理をお願いしていた方々がそのまま実質的には変わらないということですが、指定管理料というのはどうなっているのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほどもご説明したのですが、3カ年の年度協定の中で毎年指定管理料の委託契約、そこで契約をするという考え方です。予算の編成上、やはり大変な財源不足というような部分もございまして、全庁的に経費削減ということで場合によっては現行の指定

管理料、ここに書いてある 206,000 円という数字はもしかしたらいじらなければいけないような、減額をしなければいけないような事態が発生する可能性もございます。また指定管理者が様々なお仕事をさせていただいている中で、試行的に 6 ヶ月間いま動いているのですが、この費用ではなかなか指定管理者としては難しい問題が出てくるというようなものも当然出てくる可能性があります。したがって、指定管理料というのは毎年変動があるだろうということで、予算編成時に指定管理者の意向を聞きながら予算編成をするということがありますので、私どもとしては、現在が最も低い金額でご協力いただいているというように理解しておりますので、地域の管理の委員会の皆様方には現行の予算はできるだけ守りたいということでお話して、ご理解をいただいているつもりです。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 経費はできるだけ少ない方がいいというように思いまして、その指定管理者になった場合にはその部分で合理的に変わるのかなというように思ったのですが、あまり増やさない方法で、且つ満足していただける方法でお願いいたします。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 この年度協定書の 206,000 円という額については、基本的には 90% でしょうか、先ほど申し上げた管理人さんのいわゆる賃金というようにご理解いただきたいと。したがってご質問の各管理運営委員会の委員さんは、すべて手弁当、いわゆるボランティアで会館の施設管理のご配慮をいただいたり、コミュニティ事業を手弁当で動かしていただいているということで、それに対する報酬等は、指定管理者として今後どういようにあるべきかというのは管理者の中で考えていくような場面が出てくるからと。指定管理者はある意味では収益事業ができるというようになってございますので、仮にの話ですが、有料の講座を開けるといってもございます。やりながらいろいろなことを考えていければ、一緒に支援していきたいなと思いますが、市としましては、できるだけの支援を予算の範囲内で頑張っていきたいなということで各管理運営委員会の委員長さんにご理解いただいております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 指定管理者の基本協定書等々を見ていますと、かなり整備されているなという感じはいたします。1 つだけお聞きしたいのですが、今までの学供の施設に関する中で、新しく保険の中の施設賠償責任保険料というのがありますけれども、この協定書の中では 7,720 円を出しているようですけれども、この施設の賠償責任というのは今までも起きていたのかどうか。いったい今後どういようなところでこの施設賠償責任というものが考えられることが起きるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 従来、公の施設については市が災害補償基金というような、建物の災害ということで瑕疵担保責任等含めて施設管理賠償保険に入っております。すべての公の施設は入っております。その中でそこで従事している職員等々が、何らかの形で第三者に傷害を与えてしまったとか、自分がけがをしてしまったというようなことについても一定の補

償ができるという保険と聞いてございます。ただ、その場合は、仮にここの学習等供用施設だけでお話しすると、管理人さんとか管理運営委員の委員さん等が、何らかの事業をやる中でそういう事故が起きてしまったというところでやる賠償保険とか傷害保険というものについて、一定の現行の保険の中でも対応はできるのですが、極めて不十分な実態があるということで、また審査が非常に難しく、かなりの時間がかかってしまう。例えば相手方にけがをさせてしまったとかということについては、1週間以内ぐらいに相手方に対する、負担がかかっている入院費とか治療代だとかいうものについては大変時間がかかってしまうというようなことがございまして、他団体の例をいろいろ調査したところ、このもう1つ、民間の保険会社が商品として提供している施設賠償保険制度を新たに契約をして、その管理人さんと管理運営委員会並びにご利用者の事故等に万難を排そうということで、従来のだけでは対応が不十分な点が予測されるので今回充実をさせていただいたということでございます。このものの保険については今までは入ってございませんでした。

そういうことで、指定管理者制度のいろいろ導入を検討していく中でやはり漏れている部分がありまして、今回全部できるだけ精査して対応したということでございます。この保険についても現行の予算は組んでおりませんが、委託料の総額の中で対応できるということで財政と協議が終わってございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 字柄から言って施設賠償責任です。いま課長からお話いただいたのは管理者もしくは来館者というか、その学供施設に来たときの課題ですね。それからボランティア保険も入っているということでそれは非常にいいですけども、この名前からいくと施設賠償ですから、館全体の施設に関する、例えばどこか釘が出ていてそこへ人が引っかかったと、それで事故を起したと。これは完全に施設賠償責任ですね。でもそれ以外のところで例えば起きる施設賠償責任というのはいったいどんなところかなと。例えば階段のところで落ちこちて、その階段のところの施設が悪かったと。それによって請求されるという場合もありますね。そういう場合はこれに該当するのだと思いますけれども、いまの課長の説明ですと、その部分までは説明がなかったのによくわからなかったのですけれども。確かに入っていることはいいんですよ。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 説明が不十分で申し訳ありません。先ほどきちっとお話ししたつもりですが、ご理解をいただけなかったようですが、立川市は公の施設として建物の保険を民間の保険ではない、いわゆる全国市町村共済というような形で施設の瑕疵担保等々で発生する事故等については補填するという、全施設立川市が一本で入っております。当然学習等供用施設も体育館もほかのところもみんな入ってございます。それでは建物瑕疵等に対してということで、それ以外にも人的な災害の中で市が責任を持たなければいけない部分があるということで、建物の担保だけでは、瑕疵担保だけではないという保険の適用もあるそうです。それがまず第一点でございます。

それ以外に先ほど申し上げたのは、名前は施設賠償責任保険でダブって入るような気がするのですが、これは民間が商品として売っている保険を立川市版に加工してもらえないかということである。いろいろ工夫をしまして、建物の瑕疵等についても賠償しましょうと。大事なことは、建物の賠償はもうしておりますので、建物の中で活動をしている方たちにけがが起きたり、利用者に建物だけではなくて利用者自身が活動しているところでけがをすとか、管理人さんの不注意で事故を起させてしまったとか、いわゆる人的な保険担保が非常に弱いということがわかりましたので、管理運営委員会の委員さん30名が、仮の話ですけれどもコミュニティ事業というものを実施しています。コミュニティ事業保険というのは単独でも入っていただいています。それ以外にも施設内で講座をやるときの事業などは人的な保険賠償を請求される場合がありますので、それを回避するために、リスクを回避するために施設賠償責任保険というそういうソフト部分も入れた新しい保険を民間の保険会社にできないかということで要請して、できるということで新しくつくった制度として入れた保険でございます。

これで管理運営委員会の委員さん30人とか、管理人さんの問題、それから会館を利用する利用者の予測できない事故等について人的責任の部分はこの保険が適用できるということで、ある程度そういう担保をきちっとしたということでございます。名前だけ読みますと2つ入っているような気がします。全国市町村という公的な保険機関ではないところの民間のものでそういうものに入ったということでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 人的な部分で補償がきちんとされてくるということは使う方も使われる方も大変安心していけるかなと。言葉の問題で、見てしまうとそういう理解がでやすいということでちょっと質問したのですけれども、わかりました。

藤本委員長 ほかにはいいですか。

この賠償の問題は基本協定の中にも21条あたりからずっと書いてありますが、甲に対するもの、乙に対するもの、それから利用者に対するとかいろいろあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で(4)を終わります。

報 告

(4) 歴史民俗資料館の臨時休館について

藤本委員長 (4) 歴史民俗資料館の臨時休館について、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 それでは、報告事項4点目の歴史民俗資料館の臨時休館についてご報告させていただきます。お手元に臨時休館に関する資料をご用意させていただきました。

歴史民俗資料館は、9月11日から16日までの期間、6日間でございますが、展示室や収蔵庫にある民具、文書等をカビ・害虫から守るために毎年くんじょうしてございます。本年度は本館を対象としたくんじょう作業でございます。昨年は旧館というのでしょうか、毎年1年交代で本館、旧館、別館というのでしょうか、そういうことでやってございます。本年度

は本館をくんじょう消毒するという事で、6日間の臨時休館をお願いをしたいということで教育委員会にご報告をさせていただきました。

くんじょうの内容でございますが、2階の収蔵庫と特別収蔵庫と1階の常設展示室をくんじょう消毒し、その他の部分、事務室などは薬剤散布による害虫駆除ということで行います。

(2)番目でございますが、不特定の方が利用される、多くの市民ということですが、施設でございます。くんじょう消毒に使用する薬剤は一定の規制がございまして、オゾン層保護の観点から、オゾン層を破壊する化学物質を含まず、文化財に対する影響も少ない、文化財虫菌防除薬剤に認定されている「エキヒュームS」とか「ブンガノン」という特殊な薬剤を使うということで、安全を期しているということでございます。

(3)としましては、くんじょう消毒中は業者以外は立入禁止ということでございます。したがって、職員は別室に事務局を移しまして6日間そこで執務をするということで、別館に事務所を移すことになってございます。

市民への周知ということでございますが、8月25日に臨時休館のご案内をさせていただきました。さらに市のホームページに掲載し、その他歴史民俗資料館古民家園などの市の施設にポスターを張りまして市民への周知をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

藤本委員長 この件につきましてはよろしいですか。小林委員。

小林委員 意見ですけれども、休館日のときにどのくらいの方が知らないで来てしまうかわからないのですけれども、たぶん休館日ですということを掲示してあると思うのですね。この間、図書館も臨時休館がありましたけれども、たまたま私アイムに行っていましたら、その図書館の臨時休館の日でして、事前にいろいろできる限りの周知はしたにも関わらず、やはり休みでも来てしまうという方もいらして、そこに出くわしたのですけれども、遠くから来ていらしたのかどういう目的でいらしたのかわかりませんが、せっかく来たのに閉まっていたというのがっかりしていらした姿をたまたま見てしまいまして、できる限りの周知はしているのでそれは仕方がないとしても、いらした方にただ事務的に「きょうは休館日です」と張り出ししているだけではなくて、もうちょっと何か、「せっかく来ていただいたのに申し訳ありませんが、休館日ですのでまたのご来館をお待ちしています」とか、もう少し心ある表現の掲示でもしていただけたらいいなというように思いました。一応意見ですので、出しておきます。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 くんじょう消毒というのは特殊な取扱いがございましてからあまり近寄っていただきたくないというのが基本でございますが、いまみたいな、市民に対しての親切な対応というのがいつも心がけなければいけないなと思っております。そういうことを全く知らないでお見えになった市民の方が、仮に歴史民俗資料館にお尋ねいただいた場合は、職員が適正な対応をするということで職員に指導しておきたいと思っておりますし、門等で、危害が及ばないような区域にきちっと張り紙をするなどで、「事務室の方にお尋ねください」とかとい

うようなやさしい対応を心がけたいなと思っております、小林委員に伝えられるように頑張っていきたいなと思います。

藤本委員長 これは歴史民俗資料館だけのことではありませんけれども、全館が、どこの施設でもそういうことだろうと思いますので、例えば広報で説明してあるのに何でだ、こういうことでなくて、いま課長がおっしゃったように、例えば「パンフレットは自由にお持ちください」、「また次回、是非お出かけください」というような態度で接していただければと思います。この件はよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

報 告

(5) 図書館協議会委員の応募状況について

藤本委員長 つぎへまいります。図書館協議会委員の応募状況について、図書館長。

藤田図書館長 これは資料ございません。口頭で報告したいと思います。

本来、5月10日号で市民公募部分を募集しましたところ、選考委員会の中で適格者なしということで、7月1日の委嘱状伝達の部分では市民公募部分は欠員のままになっていました件につきまして、8月10日号の広報で募集しましたところ、8月31日曜日の中では1名の応募がありました。郵便の消印8月31日までということでしたので、その後数日待ちましたけれども、それ以上の応募はございませんでしたので、この1名の方について選考委員会を早速来週、時間の許す限りのところで行いまして選考していきたいと思っております。

選考結果、OKとなればつぎの教育委員会の方にお諮りしまして、10月1日付で委嘱という形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

藤本委員長 応募状況並びに選考についての経過報告をいただきましたが、これも以上でよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。1、2、協議、報告を終わりました。

3番のその他に入ります。その他何かございますか。総務課長、何かございますが。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

藤本委員長 それでは、本日予定した議事は以上ですべて終わりますので、本日はこれにて終了したいと思います。

なお、次回第18回定例会は9月27日水曜日、1時半からを予定しておりますが、まだ確定していませんので、予定ということでご理解賜わりたいというように思います。

閉会の辞

藤本委員長 それでは、以上で本日の定例会は終了いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 2時42分閉会

署名委員

.....

委員長